

## 茨城県央地域ウエルネス推進協議会設置要項

(設置)

第1条 この要項は、いばらき県央地域連中核都市圏ビジョンにより形成された圏域（以下「圏域」という。）を対象に、住民の健康づくりの意識を高めることによって、健康寿命の延伸を図るとともに、健康づくりに関わる企業との連携を強化し、圏域の住民の健康に寄与するため、茨城県央地域ウエルネス推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) ICTの活用をはじめとする健康づくりに関すること。
- (2) 健康づくりに関する官民連携社会実証事業に関すること。
- (3) 前各号に掲げるものの他、前条の目的を達成するために必要な事業。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうち、水戸市長が依頼する20人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係団体
- (3) その他関連団体
- (4) 前号に掲げるもののほか、水戸市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠により依頼された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

2 会長は、協議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 会長は、必要に応じて委員以外の者を協議会に出席させ、意見、説明その他必要な協力を求めることができる。

(実務担当者部会)

第7条 協議会に、実施担当者部会を置く。

2 部会は、第2条に規定する所掌事項について実務レベルの検討及び調査研究等を行うものとする。

3 部会は、構成市町村の担当課長とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、水戸市保健医療部地域保健課において行う。

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、令和4年8月2日から施行する。